

三朝町観光商品造成支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三朝町補助金等交付規則（平成17年三朝町規則第13号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、三朝町観光商品造成支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、本町の地域資源を活用した三朝町ならではの観光メニューの造成や、三朝温泉宿泊客の滞在促進ツールとなる事業を支援し、本町の観光産業活性化と誘客促進に寄与することを目的として交付する。

(本補助金の交付額等)

第3条 町は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額から当該対象事業に伴う本補助金以外の他の収入の総額を控除した額に、同表の第4欄に定める率を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）と、同表の第5欄に掲げる限度額のいずれか低い額とする。

3 本補助金とは別に町から同種の補助金を受けている又は受ける予定となっている事業については、補助対象としないものとする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、補助事業に着手する20日前までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ三朝町観光商品造成支援事業補助金事業計画書（様式第1号）及び三朝町観光商品造成支援事業補助金収支予算書（様式第2号）によるものとする。

(交付決定等)

第5条 町長は、本補助金の交付申請があったときは、町長が別に定めるところにより審査会を開催し、本補助金を交付することが適当と認める者に対し、本補助金の交付を決定するものとする。

(実績報告書に添付すべき書類)

第6条 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ三朝町観光商品造成支援事業補助金事業報告書（様式第3号）及び三朝町観光商品造成支援事業補助金事業収支予算書（様式第4号）によるものとする。

(財産の処分制限)

第7条 本補助金を受けた者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、町長の承認を得ないで交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月24日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 限度額
<p>観光メニュー造成事業</p> <p>(1) 三朝町の自然、食、文化、温泉等の地域資源を活用した観光客向けの観光メニューの造成</p> <p>(2) 二次交通の整備を行い、各観光地を結びつけるようなルートの開発</p> <p>(3) ニューツーリズム等による観光メニューやルートの開発</p> <p>(4) その他観光客の誘客に効果があると思われる観光メニュー造成</p> <p>(5) 上記事業実施に係る情報発信事業</p>	<p>町民で構成する観光振興、農林業振興に関わる団体、協議会等若しくはNPO法人又は地域協議会。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) 当該事業のため、町その他の補助金、交付金等の交付を受けている団体</p> <p>(2) 政治、選挙、宗教又は特定の思想の普及に関わる団体</p> <p>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団</p>	<p>補助事業を実施するために必要な経費（広告宣伝費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、保険料、謝金、旅費、備品購入費）。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) 団体の運営に係る経常的な経費</p> <p>(2) 人件費、団体構成員に対する個人給付的な経費</p> <p>(3) 食糧費</p>	<p>事業年数</p> <p>1年目：4/5</p> <p>2年目：3/5</p> <p>3年目：2/5</p> <p>※同一事業への補助は最大3年とし、1団体1年度につき1回限りとする。</p> <p>※キラリと光る町づくり支援交付金を過去に活用した事業については、事業年数を引き継ぐこととする。</p> <p>※1年目の事業については、新規事業に限る。</p>	<p>20万円</p>